

## 12 危険物・保安関係

### (1) 危険物・保安分野の基本方針

消費者、労働者等の安全・健康の確保、災害の防止、環境の保全等を目的とする危険物・保安関係の規制については、安全性の確保を第一に考慮しつつ、科学技術の進展や社会経済情勢の変化等に対応してどのように効率的に安全の確保を実現するかという観点を基本とした見直しを通じて必要最小限のものとし、国民に過大な負担や制約をもたらすことのないようその軽減を図る。

### (2) 危険物・保安分野の重点事項

#### 保安四法の性能規定化・自主検査化の推進

いわゆる保安四法（消防法(昭和23年法律第186号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)及び石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号)）に関し、石油コンビナートに係る部分について、近年の技術の進歩等を踏まえ、安全性を損なわないことを前提として、技術基準の性能規定化、自主検査化の促進など検査等に伴う負担の軽減を図る。

#### その他関係規制の見直し

上記の措置を講ずるほか、保安四法等の規制について、最近の技術進歩等の状況を踏まえ、安全性を損なわないことを前提として、消費者、事業者の負担を軽減する観点から、技術基準等の緩和等を図る。